

令和 2 年 2 月

第 16 回尼崎市議会定例会議案

(3)

目

次

< 報告 >

報告第 1 号 専決処分について（訴えの提起（報酬請求控訴事件））

< 条例 >

議案第 20 号 尼崎市市民提案事業審査会条例について

議案第 21 号 尼崎市特定非営利活動促進基金条例について

議案第 22 号 尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例について

議案第 23 号 尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第 24 号 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第 25 号 尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 26 号 尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第 27 号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 28 号 尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 29 号 尼崎市歴史博物館資料取得基金条例を廃止する条例について

議案第 30 号 尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例について

議案第 31 号 尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 32 号 尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 33 号 尼崎市動物愛護管理員の設置に関する条例について

議案第 34 号 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 35 号 尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例について

議案第 3 6 号	尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について
議案第 3 7 号	尼崎市一般廃棄物処理施設整備等基金条例について
議案第 3 8 号	地方公営企業法第 3 3 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 9 号	尼崎市立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4 0 号	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 4 1 号	尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4 2 号	尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について
<その他>	
議案第 4 3 号	市有地の売払いについて
議案第 4 4 号	包括外部監査契約の締結について
議案第 4 5 号	権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利）
議案第 4 6 号	指定管理者の指定について（尼崎市立青少年いこいの家）
議案第 4 8 号	工事請負契約について（武庫東保育所改築工事）
議案第 4 9 号	市道路線の認定及び廃止について

報告

報告第 1 号

専決処分について

報酬請求控訴事件の訴えの提起について、令和 2 年 1 月 7 日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|----------|
| 1 | 事 件 名 | 報酬請求控訴事件 |
| 2 | 裁 判 所 | 大阪高等裁判所 |
| 3 | 当 事 者 | 控訴人 |

尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被控訴人

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

- | | | |
|---|-------|---|
| 4 | 事件の概要 | <p>被控訴人が、控訴人が設置している街路灯の安定器等に係るポリ塩化ビフェニルの含有調査の業務並びに当該街路灯の設置位置、灯種及び設置状況（以下「設置位置等」という。）の調査業務（以下これらを「本件調査業務」という。）の委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）を控訴人と締結し、本件調査業務を行ったところ、被控訴人が実際に設置位置等を調査した街路灯の基数は本件業務委託契約に係る仕様書に記載された街路灯の基数の 1 6 0 パーセントを上回るものであったなどとして、商法第 5 1 2 条又は本件業務委託契約の規定により、被控訴人が控訴人に対して相当な報酬等又は損害賠償金の支払を求めて神戸地方裁判所尼崎支部に提起していた同庁平成 3 0</p> |
|---|-------|---|

年（ワ）第４５１号報酬請求事件について令和元年１２月２３日判決言渡しがあったが、控訴人に対して報酬等の支払を命じた敗訴部分は不服であるので控訴したもの

（説 明）

報酬請求事件に係る控訴について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分をしたため、同条第３項の規定により、本案を提出する。

（参 考）

判決の主文

- １ 被告は原告に対し、６７４万３３２５円及びこれに対する平成３０年７月２０日から支払済みまで年６分の割合による金員を支払え。
- ２ 原告のその余の請求を棄却する。
- ３ 訴訟費用は、これを２分し、その１を原告の、その余を被告の各負担とする。

条 例

議案第 20 号

尼崎市市民提案事業審査会条例について

尼崎市市民提案事業審査会条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市民提案事業審査会条例

(設置)

第 1 条 市が市民提案（法人その他の団体（以下「法人等」という。）からの市の事務事業の当該法人等への委託の提案又は法人等からの当該法人等が行う公益的な事業に対する支援で市長が別に定めるものの提案をいう。以下同じ。）を受けた場合における当該市民提案の内容を審査させるため、市長の付属機関として、尼崎市市民提案事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表者
- (3) 公認会計士又は税理士
- (4) 本市関係職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 前項の委員のほか、特別の事項を審査させるため必要があるときは、審査会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、第 2 項各号に掲げる者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

5 臨時委員は、第 3 項の特別の事項に関する審査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、1 年を超えない範囲内において市長が別に定め

る期間とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審査会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第6条 審査会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会)

第7条 審査会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

- 3 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。

- 4 第4条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条第3項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめその部会に属する委員のうちから」と、前条中「、委員」とあるのは「、部会に属する委員」と読み替えるものとする。

- 5 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 審査会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（尼崎市提案型事業委託制度審査会条例及び尼崎市提案型協働事業審査会条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

（1） 尼崎市提案型事業委託制度審査会条例（平成 2 5 年尼崎市条例第 6 7 号）

（2） 尼崎市提案型協働事業審査会条例（平成 2 5 年尼崎市条例第 7 1 号）

（招集の特例）

3 最初に招集される審査会は、第 5 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

（説 明）

尼崎市市民提案事業審査会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 2 1 号

尼崎市特定非営利活動促進基金条例について

尼崎市特定非営利活動促進基金条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市特定非営利活動促進基金条例

(設置)

第 1 条 特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動の促進を図るための事業で市長が別に定めるもの（以下「対象事業」という。）に要する経費の財源を確保するため、尼崎市特定非営利活動促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業に要する経費に充てるための寄付金の額
- (2) 毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金への編入)

第 5 条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

尼崎市特定非営利活動促進基金を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 22 号

尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例について

尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）

第 2 章 人権文化いきづくまちづくりの推進に関する基本的施策等（第 6 条－第 10 条）

第 3 章 尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会（第 11 条－第 16 条）

第 4 章 雑則（第 17 条）

付則

人権とは、一人ひとりがかけがえのない尊い存在であるとして尊重される権利であり、全ての人が生まれながらにして持っている普遍的な権利です。

国際社会においては、第 2 次世界大戦の惨禍を二度と繰り返さないよう、差別の撤廃と人権の尊重が恒久平和の礎であるとの理念に基づき、世界人権宣言が 1948 年の国際連合総会において採択されました。そして、その後国際人権規約をはじめとした人権に関する諸条約が順次国際連合総会において採択されるなど、人権の保障に向けた様々な取組が進められてきました。

我が国においても、こうした人権の保障に関する諸条約の締結国としての責務を果たすため、法令の整備等の人権の保障に向けた取組が行われてきました。近年では、障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律等が制定され、地方公共団体においても、地域の実情に応じた差別の解消を推進するため

の更なる取組が求められています。

本市においては、昭和60年に人権擁護都市宣言が尼崎市議会において決議され、また、平成13年には人権教育や人権啓発を推進するための指針となる尼崎市人権教育・啓発推進基本計画を策定し、人権の尊重に関する施策の推進に取り組んできました。このような中で、これまで多くの人々の努力により、地域に根差した人権問題の解決に向けた取組が行われてきました。

しかし、今もなお、不当な差別や排除、暴力等による人権侵害が生じており、多くの人々が傷ついています。特に、性別、年齢、障害、民族、国籍、疾病等のほか、部落差別を受けてきた地域の出身であることその他の出自に係る事情、経歴等を理由とした不当な差別や排除は、私たちの日々の暮らしの中に存在しています。また、近年、不当な差別を助長し、誘発することにつながるウェブサイトにおける悪質な書込み、様々なハラスメント、子どもへの虐待や体罰、いじめなどが大きな問題となっています。

これは、多様性を受け入れられないこと、知らないものや理解できないものに対して否定的な感情を抱くこと、これらのものに対し関心を持たないこと、力や立場の優位性を利用して相手を服従させるための行為が容認されていることなどがその要因の一つになっていると考えられます。

このような問題を解決し、一人ひとりがかけがえのない尊い存在であることが認められ、尊重される社会を実現していくためには、子どもも大人も、また、個人や団体にかかわらず、私たちそれぞれが、不当な差別や排除、暴力等を許すことなく、互いの多様性を認め合い、自分の人権のみならず、他人の人権についても理解と関心を深め、これらを行動や態度に表していくことが必要です。私たちは、相互理解を深め、人権の尊重について学び続けなくてはなりません。

ここに、私たちは、こうした思いを共有し、将来にわたり人権文化いきづくまちづくりを進めていくため、この条例を制定します。

第1章 総則

（この条例の目的）

第1条 この条例は、本市における人権文化いきづくまちづくりに関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権文化いきづくまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、人権文化いきづくまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人権文化いきづくまちづくり 人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいう。）が社会に浸透し、本市に住み、又は本市で働き、集い、学び、若しくは活動する全ての人々が、互いに多様性を認め合い、つながりを持ち、及び支え合うことにより、暮らしやすいと実感することができるまちにしていく取組をいう。
- (2) 市民等 市民（本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等に通学する者をいう。）、本市の区域内に滞在する者及び本市の区域内を通行する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

（市の責務）

第3条 市は、性別、年齢、障害、民族、国籍、疾病等のほか、部落差別を受けてきた地域の出身であることその他の出自に係る事情、経歴等を理由とした不当な差別及び排除の解消のための施策その他の人権文化いきづくまちづくりの推進に関する施策（以下「人権施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、人権施策の策定及び実施に当たっては、市民等及び事業者並びに関係行政機関等と連携して取り組まなければならない。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、人権意識の高揚に努めるとともに、他者の人権を尊

重しなければならない。

- 2 市民等は、人権施策に関する理解と関心を深めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、その事業活動において、人権文化いきづくまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、人権施策に関する理解と関心を深めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 人権文化いきづくまちづくりの推進に関する基本的 施策等

（施策の策定等）

第6条 市は、人権施策として次の各号に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する施策
- (2) 人権侵害に関する相談及び支援に係る体制の整備に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権の尊重に資する施策

（人権文化いきづくまちづくり計画）

第7条 市長は、人権施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「人権文化いきづくまちづくり計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、人権文化いきづくまちづくり計画を策定しようとするときは、市民等及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるほか、あらかじめ、尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、人権文化いきづくまちづくり計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。
- 4 第2項の規定は、人権文化いきづくまちづくり計画の変更（軽微な変更として市長が別に定めるものを除く。）について、前項の規定は人権文化いきづくまちづくり計画の変更について準用する。

（推進体制の整備）

第 8 条 市は、人権文化いきづくまちづくり計画に基づく人権施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

（実施状況の公表）

第 9 条 市長は、毎年度、人権文化いきづくまちづくり計画に基づく人権施策の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（調査研究）

第 10 条 市は、人権侵害の実態の把握その他の人権施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

第 3 章 尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会

（設置）

第 11 条 第 7 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定によりその権限に属させられた事項その他人権文化いきづくまちづくりの推進に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第 12 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、市議会議員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することを妨げない。

4 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

5 審議会に会長及び副会長を置く。

6 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

7 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集等）

第 13 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第14条 審議会は、必要に応じ、その所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその部会に属する委員のうちから部会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 第12条第7項及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第15条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第16条 第12条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条から第9条ま

で及び第３章の規定は、令和２年４月１日から施行する。

（審議会の招集の特例）

- ２ 最初に招集される審議会は、第１３条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（説 明）

本市における人権施策を推進するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 23 号

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例（令和元年尼崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

付則第 1 項中「令和 2 年 4 月 1 日」を「規則で定める日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

尼崎市立小田南生涯学習プラザの供用開始日を改めるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 24 号

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例

尼崎市職員定数条例（昭和 24 年尼崎市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「1, 995 人」を「2, 020 人」に、「223 人」を「234 人」に改め、同項第 3 号中「259 人」を「267 人」に改め、同項第 9 号中「437 人」を「445 人」に、「1, 437 人」を「1, 445 人」に改め、同項第 10 号中「274 人」を「251 人」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

事務事業の執行体制の整備等による職員定数の増員等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 25 号

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市手数料条例（昭和 40 年尼崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 号から第 13 号までを次のように改める。

- (10) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）第 73 条第 1 項第 1 号に掲げる戸籍の全部事項証明書若しくは同項第 2 号に掲げる戸籍の個人事項証明書の交付 1 件 450 円
- (11) 戸籍に記載した事項に関する証明又は戸籍法施行規則第 73 条第 1 項第 3 号に掲げる戸籍の一部事項証明書の交付 1 件 350 円
- (12) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍法施行規則第 73 条第 1 項第 4 号に掲げる除かれた戸籍の全部事項証明書若しくは同項第 5 号に掲げる除かれた戸籍の個人事項証明書の交付 1 件 750 円
- (13) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明又は戸籍法施行規則第 73 条第 1 項第 6 号に掲げる除かれた戸籍の一部事項証明書の交付 1 件 450 円

第 2 条第 16 号から第 19 号までを次のように改める。

- (16) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 1 項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧 1 件 300 円
- (17) 住民票の写し又は住民基本台帳法第 15 条の 2 第 1 項に規定する除票（次号において「除票」という。）の写しの交付 1 件 300 円
- (18) 住民票又は除票に記録をした事項に関する証明 1 件 300 円
- (19) 戸籍の附票の写し又は住民基本台帳法第 21 条第 1 項に規定する

戸籍の附票の除票の写しの交付 1件 300円

第2条第35号中「第18号」を「第16号」に改め、同条第38号を削り、同条第39号中「番号利用法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に改め、同号を同条第38号とし、同条第40号を同条第39号とする。

付則第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「、第16号、第17号及び第19号の」を「及び第17号から第19号までの」に改め、「、第16号、第17号及び第19号中」を「及び第17号から第19号までの規定中」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第38号を削る改正規定、同条第39号の改正規定及び同号を同条第38号とし、同条第40号を同条第39号とする改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（説 明）

個人番号の通知カードの廃止等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 26 号

尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例について

尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例

尼崎市印鑑条例（昭和 50 年尼崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「成年被後見人」を「印鑑を登録する意思を有していると認められない者」に改める。

第 16 条第 2 項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の前に「前項の規定にかかわらず、登録者（成年被後見人である者を除く。）は、」を加え、「使用して」を「使用することにより」に、「の請求があったときは、前項の規定による申請があったものとみなす」を「を請求することができる」に改める。

第 21 条を第 22 条とし、第 18 条から第 20 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 17 条第 1 項中「前条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に改め、「提出及び提示（以下「」及び「」という。）」を削り、「する者」の次に「（成年被後見人である者を除く。以下この条において「申請者等」という。）」を加え、「代理人によりこれを行う」を「申請者等の委任による代理人（以下「申請者等の任意代理人」という。）にこれを行わせる」に改め、「当該届出」の次に「（以下この条において「登録申請等」という。）」を加え、「書面を添えなければ」を「書類を添えさせなければ」に改め、同条第 2 項中「前項の代理人」を「申請者等の任意代理人」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 申請者等は、第 1 項の規定により登録申請等を申請者等の任意代理人に行わせる場合には、当該申請者等の任意代理人をして、その出頭の際に、規則で定める書類等を市長に提示させなければならない。

第 17 条を第 18 条とし、第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（成年被後見人に係る登録申請等の特例）

第 17 条 第 3 条、第 8 条若しくは前条第 1 項の規定による申請又は第 5 条第 2 項の規定による提出及び提示（以下「提出等」という。）

（以下この条において「登録申請等」という。）を行おうとする者で成年被後見人であるもの（以下この条において「特例申請者等」という。）は、その登録申請等の際に、その法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、規則で定める者。以下この条において同じ。）とともに出頭し、当該法定代理人をして、当該登録申請等が当該特例申請者等の意思に基づくものであることを市長に説明させなければならない。

2 前項の規定により特例申請者等がその法定代理人とともに出頭する場合には、当該特例申請者等は、当該法定代理人をして、その出頭の際に、規則で定める書類等を市長に提示させなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

成年被後見人に係る印鑑登録手続きの改正等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 27 号

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年尼崎市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 10 ウ中

「		「		
	54		53	
	55		54	
	56		54	
	57		55	
	57		55	
	58	を	56	に改め、同表エ中
	58		56	
	59		57	
	59		58	
	60		59	
」		」		

「		「	
	46		45
	46		46
	47		46
	47		46

48
48
49
49
50
50
51
51
52

を

47
47
47
48
48
48
49
50
51

に、

」

」

「

「

62
62
63
63
64
64
65
65
65
65
65
65
65
65
65
66
66
66
66

を

61
62
62
62
62
63
63
63
64
64
64
65
65
65
65
65
65
65
65

に、

「		」						
「		「						
<table><tr><td>67</td></tr><tr><td>67</td></tr><tr><td>67</td></tr></table>	67	67	67	を	<table><tr><td>66</td></tr><tr><td>66</td></tr><tr><td>66</td></tr></table>	66	66	66
67								
67								
67								
66								
66								
66								
		に改める。						
」		」						

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

職員の給与制度を改正するため、条例改正が必要であることから、
本案を提出する。

議案第 28 号

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和 47 年尼崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「又は給料月額」を削り、同条中「より」を「よる」に、「者に係る次」を「教育職員に係る次の各号」に、「の規定及びこれら」を「及びこれらの条例」に、「又は」を「と、当該教職調整額の金額は給料の月額又は」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (3) 尼崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 26 年尼崎市条例第 120 号）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

教職調整額を給料とみなして減給の効果に適用するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 29 号

尼崎市歴史博物館資料取得基金条例を廃止する条例について
尼崎市歴史博物館資料取得基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市歴史博物館資料取得基金条例を廃止する条例
尼崎市歴史博物館資料取得基金条例（平成 2 年尼崎市条例第 3 号）は、
廃止する。

付 則

この条例は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

（説 明）

尼崎市歴史博物館資料取得基金を廃止するため、条例の廃止が必要
であることから、本案を提出する。

議案第 30 号

尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例について

尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、尼崎市立歴史博物館（以下「歴史博物館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 2 項に規定する公立博物館（以下「公立博物館」という。）として歴史博物館を設置する。

(位置)

第 3 条 歴史博物館の位置は、尼崎市南城内 10 番地の 2 とする。

(分館)

第 4 条 歴史博物館の分館として、尼崎市立歴史博物館田能資料館（以下「資料館」という。）を置く。

2 資料館の位置は、尼崎市田能 6 丁目 5 番 1 号とする。

(事業)

第 5 条 歴史博物館は、公立博物館としての目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 実物、複製、模写、模型、文献、図書、図表、写真、フィルム、レコード等の歴史、芸術、民俗、産業等に関する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「博物館資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。

(2) 博物館資料の観覧又は学習若しくは調査研究等のための博物館資

料の利用に係る一般公衆への必要な説明、助言及び指導に関すること。

- (3) 博物館資料に関する専門的又は技術的な調査研究に関すること。
- (4) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関すること。
- (5) 尼崎市史の編集及び発行に関すること。
- (6) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の主催及びこれらの開催の援助に関すること。
- (7) 他の博物館、公文書館、図書館、学校等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

2 歴史博物館においては、公文書館法（昭和62年法律第115号）の趣旨にのっとり、歴史資料として重要な市の公文書等（同法第2条に規定する公文書等をいう。）を、博物館資料として、収集し、及び一般公衆の閲覧に供するとともに、その調査研究を行うものとする。
（開館時間等）

第6条 歴史博物館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。
ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に歴史博物館の全部若しくは一部の供用を停止することができる。

（特別利用の許可）

第7条 歴史博物館の博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影、複写、借受けその他の特別の利用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「特別利用許可」という。）をしないことができる。
- (1) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
 - (2) 歴史博物館の博物館資料を紛失し、汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(3) その他歴史博物館又はその博物館資料の管理上支障があるとき。

(入館料等)

第8条 歴史博物館への入館は、無料とする。ただし、歴史博物館において特別の展示会、講演会その他の催しで教育委員会が指定するものが開催される場合において、その会場に入場しようとする者は、1人1回につき2,000円を超えない範囲内で教育委員会が定める額の入場料を前納しなければならない。

2 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、入場料を減免することができる。

3 既納の入場料は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 教育委員会は、歴史博物館においてその博物館資料の写しの交付等の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該措置を受けた者から徴収することができる。

(禁止行為)

第9条 歴史博物館においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害する行為

(2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為

(3) 歴史博物館の施設若しくは設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又は歴史博物館の博物館資料を紛失し、汚損し、損傷し、若しくは滅失させる行為

(4) その他教育委員会規則で定める行為

(立入りの禁止等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、歴史博物館への立入りを禁止し、若しくは歴史博物館からの退去を命じ、又は歴史博物館の博物館資料の利用を禁止し、若しくは制限することができる。

(1) 前条各号に掲げる行為を行うおそれがある者

(2) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又はこ

これらの規定に基づく処分（以下「この条例等」という。）に違反した者

- (3) その他教育委員会が歴史博物館又はその博物館資料の管理上支障があると認める者

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用許可を取り消し、特別利用許可の条件を変更し、又は歴史博物館の博物館資料の特別利用を制限することができる。

- (1) 特別利用許可を受けた者（以下「特別利用者」という。）が偽り
その他不正の手段により特別利用許可を受けたとき。
(2) 特別利用者が特別利用許可の条件に違反したとき。
(3) この条例等に違反する行為があったとき。
(4) その他教育委員会が歴史博物館又はその博物館資料の管理上支障
があると認めるとき。

3 市は、前2項の規定による処分を受けた者が、当該処分によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

（損害賠償義務等）

第11条 自己の責めに帰すべき事由により歴史博物館の博物館資料を紛失し、汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、直ちに、その損害を賠償し、又は教育委員会が指定する博物館資料を引き渡さなければならない。

2 前項に規定するもののほか、自己の責めに帰すべき事由により歴史博物館の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、歴史博物館の管理について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年10月10日から施行する。

（尼崎市立文化財施設の設置及び管理に関する条例及び尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 尼崎市立文化財施設の設置及び管理に関する条例（昭和45年尼崎市条例第29号）
- (2) 尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例（昭和49年尼崎市条例第48号）

（説 明）

尼崎市立歴史博物館を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 3 1 号

尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正
する条例について

尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正
する条例

尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 6 0 年尼崎市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の見出しを「（業務の実施等）」に改め、同条第 1 項中「その資格を有する浄化槽保守点検業者自ら」を「浄化槽管理士として自らこれを」に改め、同条第 2 項中「おいて」を「おいて、」に、「認められた」を「認める」に、「当該浄化槽の管理者又はその者が当該浄化槽の清掃を法第 1 0 条第 3 項の規定により委託している浄化槽清掃業者にその旨を」を「その旨をその浄化槽管理者（法第 7 条第 1 項に規定する浄化槽管理者をいう。以下同じ。）（当該浄化槽管理者が当該浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者（法第 2 条第 9 号に規定する浄化槽清掃業者をいう。以下同じ。）に委託している場合は、当該浄化槽管理者及び当該浄化槽清掃業者）に」に改め、同条第 3 項中「管理者」を「浄化槽管理者」に、「法の定めるところにより」を「当該浄化槽管理者に法第 7 条第 1 項又は第 1 1 条第 1 項に規定する」に改め、「その者に」を削り、同条第 4 項を次のように改める。

4 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士にその職務を行わせるときは当該浄化槽管理士に浄化槽管理士であることを証する書類等を携帯させ、自ら浄化槽管理士としてその職務を行うときは当該書類等を携帯しなければならない。この場合において、関係者の請求があるときは、当該浄化槽管理士又は浄化槽保守点検業者は、当該書類等を提示しなければならない。

第 11 条に次の 1 項を加える。

- 5 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する講習を受けさせ、又は浄化槽管理士として自ら当該講習を受けなければならない。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

浄化槽の一部を改正する法律（令和元年法律第 40 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 32 号

尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例について
尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市 長 稲 村 和 美

尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例
尼崎市食品衛生に関する条例（平成 20 年尼崎市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「いう。）」の次に「本則」を加える。

第 4 条第 1 項中「法」を「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）第 1 条の規定による改正前の法」に改める。

第 9 条、別表第 1 第 4 項第 1 号ただし書並びに別表第 2 第 6 項第 5 号及び第 8 号中「第 11 条第 1 項」を「第 13 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

（説 明）

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 33 号

尼崎市動物愛護管理員の設置に関する条例について

尼崎市動物愛護管理員の設置に関する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市動物愛護管理員の設置に関する条例

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づく動物の愛護及び管理に関する事務その他の動物の愛護及び管理に関する事務で市長が別に定めるものを行わせるため、市に動物愛護管理員を置く。

付 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

（説 明）

動物の愛護及び管理に関する事務に従事させる動物愛護管理員を置くため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 34 号

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年尼崎市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、省令第 10 条第 3 項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの又は規則で定める日までに当該研修を修了することを予定しているもの」とする。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

放課後児童支援員認定資格研修の修了期限を定めるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 35 号

尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例
について

尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、尼崎市立城内地区自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 城内地区（尼崎市立歴史博物館、尼崎城址公園等の周辺の地域をいう。以下同じ。）を訪れる市民等の利便を図るとともに、城内地区における良好な都市環境と道路交通の円滑化を図るための施設として駐車場を設置する。

(位置)

第 3 条 駐車場の位置は、尼崎市南城内 10 番地の 2 とする。

(対象自動車)

第 4 条 駐車場に駐車させることができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第 1 に掲げる普通自動車（以下「普通自動車」という。）、同表に掲げる小型自動車及び軽自動車（これらの自動車のうち 2 輪自動車（側車付 2 輪自動車を含む。）を除く。）並びに市長が別に定める自動車（以下これらを「対象自動車」という。）とする。

(駐車場の供用日等)

第 5 条 駐車場の供用日及び利用時間は、規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、供用日若しくは利用時間を変更し、又は臨時に駐車場の全部若しくは一部の供用を停止することができる。

（駐車許可等）

第6条 大型自動車（普通自動車のうち、長さが5メートルを、幅が2メートルを又は高さが2.5メートルを超えるものをいう。以下同じ。）を駐車場に駐車させようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「駐車許可」という。）をしないことができる。

(1) 駐車場の収容可能台数を超えることとなるとき。

(2) 駐車させようとする大型自動車が駐車場での駐車が困難な形体のものであるとき。

(3) 駐車場の施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(4) その他駐車場の管理上支障があるとき。

3 市長は、駐車許可をしたときは、当該駐車許可を申請した者に利用許可証を交付するものとする。

4 駐車許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）は、当該駐車許可に係る大型自動車を駐車場に入庫させる際、駐車場の係員に利用許可証を提示しなければならない。

（駐車券）

第7条 駐車場を利用しようとする者（許可利用者を除く。）は、対象自動車（大型自動車を除く。次項及び次条において同じ。）を駐車場に入庫させる際、料金徴収所において駐車券の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により駐車券の交付を受けた者（以下「一般利用者」という。）は、対象自動車を駐車場から出庫させる際、当該駐車券を提出しなければならない。

（料金）

第8条 駐車場を利用する者は、一般利用者にあつては対象自動車を駐車場から出庫させる際に、許可利用者にあつては駐車許可の際に、別表に定める駐車料金（以下「料金」という。）を納付しなければならない。

ない。ただし、市長が別に納期を定めたときは、その別に定めた納期に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、駐車場を利用する者は、次の各号のいずれかに該当するときは、料金の納付を要しない。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。

(2) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車を駐車させるとき。

(3) その他市長が特に必要と認める自動車を駐車させるとき。

3 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、料金を減免することができる。

4 既納の料金は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（禁止行為）

第9条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車又は移動を妨げる行為

(2) 駐車場の施設若しくは付属設備又は他の自動車を汚損し、毀損し、又は滅失させる行為

(3) その他規則で定める行為

（入庫の禁止等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場への自動車の入庫を禁止し、駐車許可を取り消し、駐車許可の条件を変更し、又は駐車場の利用の停止若しくは駐車場からの自動車の出庫を命ずることができる。

(1) 前条各号に掲げる行為を行うおそれがあるとき。

(2) 許可利用者が偽りその他不正の手段により駐車許可を受けたとき。

(3) 許可利用者が駐車許可の条件に違反したとき。

(4) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

(5) その他市長が駐車場の管理上支障があると認めるとき。

2 市は、前項の規定による処分を受けた者が、当該処分によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

（原状回復義務等）

第 1 1 条 自己の責めに帰すべき事由により駐車場の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市は、駐車場においてその利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害について賠償等の責任を負わない。

(1) 災害その他不可抗力により生じた損害

(2) 自動車の相互の接触、盗難等により生じた損害

(3) その他市の責めに帰すべきでない事由により生じた損害

（委任）

第 1 2 条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理について必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第 1 3 条 市長は、詐欺その他不正の行為により料金の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円）以下の過料を科することができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 10 月 10 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 駐車許可の手續並びに駐車場の利用に係る料金（大型自動車に係るものに限る。）の徴収及び還付の手續は、この条例の施行前においても、この条例及びこの条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

別表

区 分	料 金
大型自動車以外の対象自動車	駐車時間 30 分につき 200 円 (その合計額が 1, 200 円を 超える場合にあっては、1, 2 00 円)
大 型 自 動 車	駐車時間 60 分につき 1, 00 0 円
摘要 駐車時間が 30 分（大型自動車にあっては、60 分。以下同 じ。）に満たないとき又は駐車時間に 30 分に満たない端数の 時間があるときは、これらを 30 分とする。	

備考 「駐車時間」とは、対象自動車を駐車場に入庫させた時刻
（以下「入庫時刻」という。）から当該対象自動車を駐車場か
ら出庫させた時刻（以下「出庫時刻」という。）までの時間
（2 日以上にわたり駐車場を利用した場合は、対象自動車を駐
車場に入庫させた日にあっては入庫時刻から午後 12 時までの
時間、当該対象自動車を駐車場から出庫させた日にあっては午
前 0 時から出庫時刻までの時間、これらの日以外の日にあって
はそれぞれ午前 0 時から午後 12 時までの時間のそれぞれの時
間）をいう。

（説 明）

尼崎市立城内地区自動車駐車場を設置するため、条例制定が必要で
あることから、本案を提出する。

議案第 36 号

尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について

尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

尼崎市公設地方卸売市場業務条例（平成 18 年尼崎市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 条」を「第 6 条の 2」に、「第 10 条」を「第 14 条」に、「第 11 条―第 17 条」を「第 15 条―第 20 条」に、「第 18 条―第 20 条」を「第 21 条―第 23 条」に、「第 21 条―第 24 条」を「第 24 条―第 27 条」に、「第 25 条」を「第 28 条」に、「卸売等の業務に関する」を「市場における」に改める。

第 1 条中「及び卸売市場条例（昭和 47 年兵庫県条例第 18 号。以下「県条例」という。）」を削る。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 卸売業者 卸売の業務を行う者で第 7 条第 1 項の承認を受けたものをいう。

第 2 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同条第 6 号中「、この条例の規定により市長」を「第 15 条第 1 項」に、「者を」を「ものを」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 7 号中「設けず」の次に「市場において」を加え、「、この条例の規定により市長」を「第 21 条第 1 項」に、「者を」を「ものを」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 8 号を同条第 7 号とする。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（位置）

第 3 条 市場の位置は、尼崎市潮江 4 丁目 4 番 1 号とする。

（取扱品目）

第４条 市場の取扱品目は、規則で定める生鮮食料品等とする。

第５条第１項中「日曜日（１月５日が日曜日となる場合を除く。）、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び１月２日から同月４日まで」を「次の各号に掲げる日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 日曜日（１月５日及び１２月２７日から同月３０日までの日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
- (3) １２月３１日から翌年の１月４日まで

第６条の見出しを「（開場の時間）」に改め、同条第２項を削り、第１章中同条の次に次の１条を加える。

（市場の業務の基本原則）

第６条の２ 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第７条を次のように改める。

（卸売の業務の承認）

第７条 卸売の業務を行おうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

２ 前項の承認は、規則で定める取扱品目の部類（以下「取扱品目の部類」という。）ごとに行う。

３ 第１項の承認を受けようとする者は、承認申請書を市長に提出しなければならない。

４ 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請を行った者が次の各号のいずれかに該当するときその他市長が市場の管理上支障があると認めるときは、第１項の承認をしないことができる。

- (1) 法人でない者
- (2) 法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はそ

の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しない者

- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者がある者
- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しない者

- (4) 尼崎市暴力団排除条例（平成２５年尼崎市条例第１３号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第４号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）

- (5) その他規則で定める者

第８条第１項中「卸売の業務の許可」を「前条第１項の承認」に、「市長」を「市」に改め、同条第３項中「定める」を「規定する」に改める。

第３５条から第３７条までを削る。

第３４条第１項中「当該卸売の予定数量」を「その卸売の予定数量」に、「並びに前開場日に卸売がなされた主要な品目ごとの当該卸売の数量及びその卸売価格を市場内に掲示する」を「をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する」に改め、同条第２項中「当該」を「その」に、「並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を」を「及びその卸売価格をインターネットの利用その他の適切な方法により」に改め、同条を第３７条とする。

第３３条第１項中「品目ごとの当該」を「規則で定めるところにより、主要な品目ごとのその」に、「、当該卸売の業務における販売開始時刻までに市長に書面により」を「市長に」に改め、同項第１号及び第２号

中「より」を「よる」に改め、同項第３号を次のように改める。

(3) 仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をする物品

第３３条第２項中「、速やかに」を削り、「品目ごとの当該」を「規則で定めるところにより、主要な品目ごとのその」に、「並びに高値、中値及び安値に区分した」を「及びその」に、「、規則で定めるところにより、市長に書面により」を「市長に」に改め、同項第１号及び第２号中「より」を「よる」に改め、同項第３号を次のように改める。

(3) 仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をした物品

第３３条第３項中「卸売業者は」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、「１００分の１０８を乗じて」を「その消費税及び地方消費税に相当する額を加えて」に、「を、速やかに、市長に書面により」を「その他市長が別に定める事項を市長に」に改め、同条を第３６条とする。

第３２条の見出し中「仲卸業務」を「仲卸しの業務」に改め、同条第１項中「第１２条第１項」を「第１５条第１項」に、「市長」を「、市長」に改め、同条第２項中「第２７条第２項」を「第３２条第２項」に、「第３２条第１項」を「第３５条第１項」に改め、「同条第３項中」の次に「「前項」とあるのは「第３５条第２項において読み替えて準用する前項」と、」を加え、同条第４項中「遅滞なく」を「規則で定めるところにより」に、「、市長に書面により」を「市長に」に改め、同条を第３５条とする。

第３１条の見出し中「仲卸業者」を「仲卸し」に改め、同条第１項中「第１２条第１項」を「第１５条第１項」に改め、同条第２項及び第３項を次のように改める。

２ 仲卸業者は、卸売業者以外の者からの承認物品の買入れ及びその販売（以下「場外者等からの買入れ等」という。）をしようとするときは、卸売業者から卸売がされなかった承認物品を買い入れて販売する場合を除き、あらかじめ、卸売業者と協議しなければならない。

３ 第３１条第３項の規定は、仲卸業者が前項の規定による協議又は場外者等からの買入れ等を行った場合について準用する。

第 31 条を第 34 条とし、第 30 条を第 33 条とし、第 28 条及び第 29 条を削る。

第 27 条の見出しを「（卸売の業務以外の販売の承認）」に改め、同条第 1 項中「卸売の業務の許可」を「第 7 条第 1 項の承認」に、「当該許可」を「当該承認」に、「市長」を「、市長」に改め、同条第 3 項中「おける」の次に「取引の秩序を乱し、又は」を加え、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条を第 32 条とする。

第 26 条第 1 項第 1 号中「及びまぐろ類」を削り、同条第 5 項中「定める」を「規定する」に改め、同条を第 29 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（卸売の業務における差別的取扱いの禁止）

第 30 条 卸売業者は、卸売の業務においては、出荷者及び仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

（卸売の業務の規制等）

第 31 条 卸売業者は、卸売の業務においては、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対し、せり売又は入札の方法による卸売をしてはならない。

2 卸売業者は、卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する相対取引による卸売（以下「場外者等に対する卸売」という。）をしようとするときは、仲卸業者又は売買参加者に対する卸売により生じた残品の卸売をする場合を除き、あらかじめ、仲卸業者又は売買参加者と協議しなければならない。

3 卸売業者は、前項の規定による協議又は場外者等に対する卸売を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

第 25 条に次の 1 項を加える。

2 取引参加者は、市場における取引の秩序を乱し、又は市場の適正かつ健全な運営を阻害する行為を行ってはならない。

第 25 条を第 28 条とする。

第 24 条第 1 項中「第 15 条から第 17 条」を「第 18 条（第 6 項を除く。）から第 20 条」に、「、指定事業者について」を「指定事業者について、第 19 条の規定は関連事業者について、それぞれ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 24 条第 2 項を次のように改める。

- 2 第 15 条第 4 項の規定は、前項において読み替えて準用する第 18 条第 1 項から第 3 項までの承認について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 2 章第 4 節中第 24 条を第 27 条とする。

第 23 条の見出し中「許可」を「承認」に改め、同条第 1 項中「関連事業者のうち」を「第 24 条第 1 項の規定による」に、「の許可」を「の承認（以下「第 1 種関連事業承認」という。）」に、「もの（以下この項において「指定事業者等」という。）」を「者」に、「第 21 条第 1 項の規定による許可」を「指定事業承認又は第 1 種関連事業承認」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 第 24 条第 3 項第 1 号に該当することとなったとき。
- (2) 正当な理由なく当該指定事業承認又は第 1 種関連事業承認の通知を受けた日から起算して 1 月以内に前条第 1 項の保証金を預託せず、又はその業務を開始しないとき。

第 23 条第 2 項を次のように改める。

- 2 市長は、第 24 条第 1 項の規定による第 2 種関連事業の承認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。
- (1) 第 24 条第 4 項第 1 号又は前項第 2 号に該当することとなったとき。
 - (2) その他規則で定める場合

第 23 条第 3 項を削り、同条を第 26 条とする。

第 22 条第 1 項中「指定事業又は第 1 種関連事業若しくは第 2 種関連

事業の許可」を「前条第１項の規定による承認」に、「市長」を「市」に改め、同条第３項を次のように改める。

３ 前２項に規定するもののほか、第１項の保証金について必要な事項は、規則で定める。

第２２条を第２５条とする。

第２１条の見出し中「許可」を「承認」に改め、同条第１項中「許可する」を「承認する」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「第１項」を「前項」に、「許可を」を「承認を」に、「許可申請書」を「承認申請書」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項中「の各号」を削り、「ときは」を「ときその他市長が市場の管理上支障があると認めるときは」に、「許可」を「承認」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同項後段を削り、同項第１号中「第１２条第４項第１号」を「第１５条第４項第１号から第３号まで」に改め、同項中第２号及び第３号を削り、第４号を第２号とし、同項を同条第３項とし、同条第５項中「第３項」を「第２項」に、「業務を適確に遂行するに足る能力又は資力信用を有していない」を「次のいずれかに該当するときその他市長が市場の管理上支障がある」に、「許可」を「承認」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 暴力団等

(2) その他規則で定める者

第２１条第５項を同条第４項とし、同条第６項中「指定事業の許可」を「第１項の規定による指定事業の承認（以下「指定事業承認」という。）」に改め、「又は」の次に「同項の規定による」を加え、「第２種関連事業の許可」を「第２種関連事業の承認」に改め、同項を同条第５項とし、同条を第２４条とし、第２０条を削る。

第１９条中「、第４７条第１項の規定により同項第３号に掲げる処分を行うほか」及び「の各号」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第１号を次のように改める。

(1) 前条第４項第１号から第３号までのいずれかに該当することとなったとき。

第 19 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 2 章第 3 節中同条を第 22 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(売買参加者の届出)

第 23 条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売業者から卸売を受けることをやめようとするとき。
- (2) 氏名又は住所（法人にあっては、名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名）を変更したとき。
- (3) その他規則で定める場合

2 第 19 条第 2 項の規定は、売買参加者について準用する。

第 18 条第 4 項中「ときは」を「ときその他市長が市場の管理上支障があると認めるときは」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同項後段を削り、同項第 1 号中「第 12 条第 4 項第 1 号」を「第 7 条第 4 項第 3 号ア」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

- (2) 法人であって、その役員のうちに第 7 条第 4 項第 3 号アに該当する者があるもの

第 18 条第 4 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 暴力団等

第 18 条を第 21 条とし、第 17 条を削る。

第 16 条第 1 項中「遅滞なく」を「規則で定めるところにより」に、「市長に書面により」を「市長に」に改め、同項第 1 号中「再開した」を「再開しようとする」に改め、同項第 3 号中「名称」を「住所（法人にあっては、名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名）」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 仲卸業者が次のいずれかに該当するときは、当該号に定める者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

第 2 章第 2 節中第 16 条を第 19 条とし、同条の次に次の 1 条を加え

る。

（仲卸業者の事業報告書の提出）

第20条 仲卸業者は、毎事業年度終了後、規則で定めるところにより、その事業年度における仲卸しの業務に係る事業報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

第15条第1項中「市場における」を削り、「譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受け」を「当該譲渡し」に、「譲受人は、仲卸業者」を「その譲受人は、当該仲卸業者に係る仲卸業者として」に改め、同条第2項中「仲卸業者である法人の合併の場合（仲卸業者である法人）」を「法人である仲卸業者（以下「法人仲卸業者」という。）が合併する場合（当該法人仲卸業者）」に、「が合併して仲卸業者である法人」を「とが合併して当該法人仲卸業者」に、「分割の場合（市場における）」を「分割する場合（）」に、「当該合併」を「その合併」に改め、「ときは、」、「若しくは」及び「法人又は」の次に「当該」を加え、「（以下「承継法人等」という。）は、仲卸業者」を「は、当該法人仲卸業者に係る仲卸業者として」に改め、同条第3項中「相続人（）」を「その相続人（当該）」に改め、「市場における」を削り、「この節」を「この条」に、「被相続人」を「当該仲卸業者」に、「、仲卸業者」を「、当該仲卸業者に係る仲卸業者として」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「相続人が」の前に「仲卸業者の」を加え、「第4項」を「前項」に、「をした」を「を行った」に、「被相続人の」を「当該仲卸業者の」に、「第3項の承認をする旨又はしない旨の」を「当該承認に係る」に、「被相続人に対してした第12条第1項の承認は、その相続人に対してした」を「当該相続人は当該仲卸業者に係る仲卸業者としての地位を承継した」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第15条第4項の規定は、第1項から第3項までの承認について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第15条第7項から第9項までを削り、同条を第18条とする。

第14条の見出し中「仲卸業務」を「仲卸しの業務」に改め、同条第1項中「第12条第1項」を「第15条第1項」に、「ものとする」を

「ことができる」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 第 15 条第 4 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 正当な理由なく当該承認の通知を受けた日から起算して 1 月以内に前条第 1 項の保証金を預託せず、又は仲卸しの業務を開始しないとき。
- (3) その他規則で定める場合

第 14 条第 2 項を削り、同条を第 17 条とする。

第 13 条第 1 項中「市長」を「市」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 前 2 項に規定するもののほか、第 1 項の保証金について必要な事項は、規則で定める。

第 13 条を第 16 条とする。

第 12 条の見出しを「（仲卸しの業務の承認）」に改め、同条第 4 項中「第 1 項の承認をすることにより仲卸業者の数が前条に規定する最高限度を超えることとなるとき又は」を削り、「は、同項」を「その他市長が市場の管理上支障があると認めるときは、第 1 項」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同項後段を削り、同項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 第 7 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げる者
- (2) 法人であって、その役員のうちに第 7 条第 4 項第 3 号ア又はイのいずれかに該当する者があるもの

第 12 条第 4 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）

第 12 条を第 15 条とし、第 11 条を削る。

第 10 条第 1 項中「せり人の」を「前条第 1 項の」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

- (1) 前条第 4 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当することとな

ったとき。

第10条第1項第2号中「せり人に係る」を削り、同項に次の1号を加える。

(3) その他規則で定める場合

第10条第2項中「より」を「よる」に改め、「速やかに、」の次に「その保有する」を加え、第2章第1節中同条を第14条とする。

第9条の見出し中「資格及び」を削り、同条第1項中「次に掲げる要件のすべてを満たす」を「その者について当該卸売業者が市長の登録を受けている」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項第2号」を「前項」に改め、同条第3項中「第1項第2号」を「第1項」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る卸売業者のせり人が次の各号のいずれかに該当するときその他市長が市場の管理上支障があると認めるときは、第1項の登録をしないことができる。

(1) 第7条第4項第3号ア又はイに掲げる者

(2) 暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団密接関係者

(3) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人

(4) その他規則で定める者

第9条第5項中「前項」を「第1項」に、「申請者」を「第3項の規定による申請を行った者」に、「登録した」を「当該登録に係る」に改め、同条第6項を削り、同条を第13条とし、第8条の次に次の4条を加える。

（卸売の業務の承認の取消し）

第9条 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するとき、第7条第1項の承認を取り消すことができる。

(1) 第7条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当することとなったとき。

(2) 正当な理由なく当該承認の通知を受けた日から起算して１月以内に前条第１項の保証金を預託せず、又は卸売の業務を開始しないとき。

(3) その他規則で定める場合

(卸売業者の事業の譲渡し等)

第１０条 卸売業者が事業（卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、当該譲渡しについて市長の承認を受けたときは、その譲受人は、当該卸売業者に係る卸売業者としての地位を承継する。

２ 卸売業者が合併する場合（当該卸売業者と卸売業者でない法人とが合併して当該卸売業者が存続する場合を除く。）又は分割する場合（卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、その合併又は分割について市長の承認を受けたときは、当該合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人又は当該分割により当該卸売の業務を承継した法人は、当該卸売業者に係る卸売業者としての地位を承継する。

３ 前２項の承認を受けようとする者は、承認申請書を市長に提出しなければならない。

４ 第７条第４項の規定は、第１項又は第２項の承認について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(卸売業者の届出)

第１１条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開しようとするとき。

(2) 卸売の業務を廃止しようとするとき。

(3) 名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名を変更したとき。

(4) その他規則で定める場合

２ 卸売業者が破産手続開始の決定により解散したときは、当該卸売業者の破産管財人は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（卸売業者の事業報告書の提出等）

第 12 条 卸売業者は、毎事業年度終了後、規則で定めるところにより、その事業年度における卸売の業務に係る事業報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定により提出した同項の事業報告書（規則で定める事項が記載された部分に限る。）について閲覧の申出があったときは、規則で定める正当な理由がある場合を除き、規則で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。

第 38 条、第 39 条及び第 4 章を次のように改める。

（決済の方法等）

第 38 条 市場における売買取引の決済は、取引参加者の間で決定した支払方法により、取引参加者の間で決定した支払期日までに行わなければならない。

（売買取引の条件等の公表）

第 39 条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、主要な品目ごとのその卸売の数量、その卸売価格その他の規則で定める事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第 4 章 市場における品質管理

第 40 条 取引参加者は、市場において取り扱われる物品について、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他関係法令に適合するよう、適切に品質管理を行わなければならない。

第 41 条第 4 項中「市長に」を「市に」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

5 前項に規定するもののほか、同項の保証金について必要な事項は、規則で定める。

第 44 条第 1 項中「許可等」を「承認等」に、「相続人、清算人、本人又は代理人」を「当該使用者の相続人、清算人若しくは破産管財人又

は当該使用者」に、「市長の」を「市長が」に改め、同条第２項中「市長に」を「市に」に改める。

第４７条第１項中「これらの者」を「当該卸売業者等」に、「当該行為の中止、変更その他」を「その行為の中止若しくは変更その他その」に、「必要な」を「に必要な」に、「１００，０００円」を「５０，０００円」に改め、同項第１号中「６月以内の卸売業務の全部又は」を「第７条第１項の承認の取消し又は６月以内の卸売の業務の全部若しくは」に改め、同項第２号中「第１２条第１項」を「第１５条第１項」に、「仲卸業務」を「仲卸しの業務」に改め、同項第３号中「第１８条第１項」を「第２１条第１項」に改め、同項第４号中「第２１条第１項」を「第２４条第１項」に、「許可」を「承認」に改め、同項第２項中「卸売業者等について」の前に「前項に規定するもののほか、」を加え、「従業員」を「従業者」に、「その行為者に対して」を「当該卸売業者等に対してその行為者の」に、「を命ずるほか、当該卸売業者等に対して前項の規定を適用する」を「又はその業務への関与の禁止を命ずることができる」に改める。

第４９条第１項中「卸売の業務の許可」を「第７条第１項の承認」に改め、「理由で」の次に「その」を、「他の卸売業者」の次に「又は市長が指定する者（以下これらを「卸売代行業者」という。）」を加え、同条第２項中「前項の」の次に「規定により」を加え、「行わせる卸売業者」を「行わせるべき卸売代行業者」に、「又は当該」を「又は同項の規定により」に、「自ら当該」を「自らその」に改める。

第５２条第１項中「市場に」の前に「取引参加者その他」を、「者」の次に「（以下「取引参加者等」という。）」を加え、同条第２項中「市場に入場する者に対し、」を「取引参加者等に対し、市場における売買取引、市場への」に改め、同条第３項中「法又は」及び「許可又は」を削る。

第５３条第１項中「市場に入場する者」を「取引参加者等」に改め、同条第２項中「市場に入場する者に対し、」を「取引参加者等に対し、市場への」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和２年６月２１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の尼崎市公設地方卸売市場業務条例（以下「改正前の条例」という。）第２条第４号に規定する卸売業者に該当する者は、この条例による改正後の尼崎市公設地方卸売市場業務条例（以下「改正後の条例」という。）第２条第３号に規定する卸売業者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第２１条第６項に規定する指定事業者には該当する者は改正後の条例第２４条第５項に規定する指定事業者と、改正前の条例第２１条第１項の規定による第１種関連事業（同項第２号に規定する第１種関連事業をいう。）の許可を受けている者は改正後の条例第２４条第１項の規定による第１種関連事業（同項第２号に規定する第１種関連事業をいう。）の承認を受けた者と、改正前の条例第２１条第１項の規定による第２種関連事業（同項第３号に規定する第２種関連事業をいう。）の許可を受けている者は改正後の条例第２４条第１項の規定による第２種関連事業（同項第３号に規定する第２種関連事業をいう。）の承認を受けた者とみなす。
- 4 この条例の施行の日前に改正前の条例の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後の条例に相当の規定があるものは、その相当の規定によってしたものとみなす。

（委任）

- 5 第２項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

（説 明）

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正するの法律

（平成３０年法律第６２号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 37 号

尼崎市一般廃棄物処理施設整備等基金条例について

尼崎市一般廃棄物処理施設整備等基金条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市一般廃棄物処理施設整備等基金条例

(設置)

第 1 条 市が設置する一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下同じ。）の整備及び延命化（基幹的な設備又は機器の更新等をいう。）に要する経費の財源を確保するため、尼崎市一般廃棄物処理施設整備等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金への編入)

第 5 条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するため、市長が

必要があると認めるときに限り、処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

尼崎市一般廃棄物処理施設整備等基金を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 38 号

地方公営企業法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公営企業法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

地方公営企業法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例の一部を改正する条例

地方公営企業法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例（昭和 42 年尼崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「おいて」の次に「読み替えて」を加え、「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 39 号

尼崎市立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立消費生活センターの設置及び管理に関する条例（昭和 45 年尼崎市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市消費生活センター条例

第 1 条から第 3 条までを次のように改める。

（設置）

第 1 条 消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条第 2 項の機関として、尼崎市消費生活センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置及び所管区域）

第 2 条 センターの位置及び所管区域は、次表のとおりとする。

位 置	所 管 区 域
尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号	本市の全域

（所掌事項）

第 3 条 センターは、法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務（以下「消費者安全の確保等の事務」という。）をつかさどる。

第 4 条を削る。

第 5 条中「事務」の次に「（以下「消費生活相談の事務」という。）」を加え、同条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（所長等の配置）

第 5 条 センターに、所長その他の職員を置く。

2 消費生活相談の事務その他の消費者安全の確保等の事務に従事させるため、センターに法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員（以下「消費生活相談員」という。）を置く。

第6条を次のように改める。

（消費生活相談員の人材及び処遇の確保）

第6条 市長は、消費生活相談員について、その専門性に応じた適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

第7条の見出しを「（センターの職員に対する研修）」に改め、同条中「前条の消費生活相談員その他」を「センター」に改める。

第8条中「消費生活相談等」を「消費者安全の確保等」に改める。

第9条中「センターの管理」を「この条例の施行」に改める。

付 則

この条例は、令和2年6月29日から施行する。

（説 明）

消費生活センターの移転に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第４０号

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和２年２月２１日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市建築物等関係事務手数料条例（平成１２年尼崎市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第７号の２中「この号、第７１号の２及び第７１号の３において」を削り、同項第５２号中「第２０条の２第１３項又は第３８条の４第２２項」を「第２０条の２第１４項又は第３８条の４第２３項」に改め、同項第５４号中「第２５条の４第１６項」を「第２５条の４第１７項」に改め、同項第７１号の２中「ア及びイ、次号並びに第７１号の４ア及びイ」を「以下この号から第７１号の５まで」に改め、「審査」の次に「（次号に該当するものを除く。）」を加え、同号ア中「、次号ア及びイ、第７１号の４ア及びイ、第７２号ア及びウ、第７３号ウ及びエ、第７４号ウ、第７５号ウ及びエ、第７５号の２イ、第７５号の３イ及びウ、第７７号ウ並びに第７８号オ及びカ」を「から第７８号まで」に、「第７３号ウ及び第７８号アにおいて「基準省令」を「以下「消費性能基準省令」に、「次号ア、第７１号の４ア及び第７８号オにおいて」を「以下」に改め、同号の次に次の１号を加える。

(71)の２の２ 確保計画に係る省エネ判定の申請（認定建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物省エネ法第３２条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に記載された他の建築物（建築物省エネ法第２９条第３項に規定する他の建築物をいう。以下この号から第７６号までにおいて同じ。）に係るもので申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 当該申請のあった省エネ判定

に係る確保計画に係る非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める額

ア 2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 1件 103, 000円

イ 5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの 1件 151, 000円

ウ 10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの 1件 198, 000円

エ 25, 000平方メートル以上50, 000平方メートル未満のもの 1件 239, 000円

オ 50, 000平方メートル以上のもの 1件 352, 000円

第2条第1項第71号の3中「及び次号」を「から第71号の5まで」に改め、「審査」の次に「（次号に該当するものを除く。）」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(71)の3の2 計画変更があった場合における建築物省エネ法第12条第2項後段又は第13条第3項後段の規定に基づく当該計画変更後の確保計画に係る省エネ判定の申請（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に係るもので申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 当該申請のあった省エネ判定に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからキまでに定める額

ア 300平方メートル未満のもの 1件 12, 000円

イ 300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 1件 35, 000円

ウ 2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 1件 103, 000円

エ 5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの

もの 1 件 151, 000 円
オ 10, 000 平方メートル以上 25, 000 平方メートル未満
のもの 1 件 198, 000 円
カ 25, 000 平方メートル以上 50, 000 平方メートル未満
のもの 1 件 239, 000 円
キ 50, 000 平方メートル以上のもの 1 件 352, 000
円

第2条第1項第71号の4中「の交付の請求」を「（以下この号及び次号において「軽微変更該当証明書」という。）の交付の請求（以下この号及び次号において「交付請求」という。）に対する審査（次号に該当するものを除く。）」に改め、同号ア中「請求のあった書面」を「交付請求のあった軽微変更該当証明書」に、「書面に」を「軽微変更該当証明書に」に、「前号ア(7)」を「第71号の3ア(7)」に改め、同号イ中「請求」を「交付請求」に、「書面」を「軽微変更該当証明書」に、「前号イ(7)」を「第71号の3イ(7)」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(71)の5 交付請求（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に係るもので請求書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第71号の3の2アからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号アからキまでに定める額

第2条第1項第72号中「アからウまで、次号アからエまで、第74号及び第76号」を「以下この号から第76号まで」に、「申請（アからウまで）」を「申請（以下この号）」に、「。アからウまで」を「。以下この号」に、「ウまでに定める額（イ及びウ）」を「エまでに定める額（アからエまでのうち2以上）」に、「、イ及びウ」を「、その該当するもの」に改め、同号ア中「性能向上計画」の次に「に係る申請建築物（建築物省エネ法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。以下こ

の号から第 7 6 号までにおいて同じ。) 」を加え、「ア及びイ、次号ア、第 7 4 号ア、第 7 5 号ア、第 7 7 号ア並びに第 7 8 号ア及びイ」を「この号から第 7 8 号まで」に改め、「に係るもの」を削り、同号イ中「の対象」を「に係る申請建築物」に、「イ、次号イ、第 7 4 号イ、第 7 5 号イ、第 7 5 号の 2 ア、第 7 5 号の 3 ア、第 7 7 号イ並びに第 7 8 号ウ及びエ」を「この号から第 7 8 号まで」に改め、同号ウ中「の対象」を「に係る申請建築物」に改め、同号にエとして次のように加える。

- エ 当該認定申請のあった性能向上計画に建築物省エネ法第 2 9 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合 当該性能向上計画に記載されている他の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ(ア)から(ウ)までに定める額 ((イ)及び(ウ)に該当するときは、(イ)及び(ウ)に定める額の合計額) を算定した額の合計額
- (ア) 当該他の建築物が一戸建ての住宅である場合 当該一户建ての住宅の全体について、ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれア(ア)又は(イ)に定める額
- (イ) 当該他の建築物に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(キ)までに定める額
- (ウ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から(キ)までに定める額

第 2 条第 1 項第 7 3 号中「エまで」を「オまで」に改め、同号ア中「性能向上計画」の次に「に係る申請建築物」を加え、「に係るもの」を削り、同号イ中「の対象」を「に係る申請建築物」に改め、同号ウ中「の対象」を「に係る申請建築物」に改め、「当該認定申請が、」を削り、「基準省令」を「消費性能基準省令」に、「第 7 5 号ウ及び第 7 5 号の 3 イにおいて」を「以下」に、「適合している旨の認定に係るものである」を「適合するかどうかを判定する」に改め、同号エ中「の対象」を「に係る申請建築物」に改め、同号にオとして次のように加える。

- オ 当該認定申請のあった性能向上計画に建築物省エネ法第 2 9 条

第3項各号に掲げる事項が記載されている場合 当該性能向上計画に記載されている他の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ(ア)から(エ)までに定める額（(ア)から(エ)までのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）を算定した額の合計額

(ア) 当該他の建築物が一戸建ての住宅である場合 当該一户建ての住宅の全体について、ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれア(ア)又は(イ)に定める額

(イ) 当該他の建築物に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(キ)までに定める額

(ウ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合（当該非住宅部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合するかどうかを判定する場合に限る。） 当該非住宅部分の全体について、ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から(キ)までに定める額

(エ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合（(ウ)に該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の全体について、エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれエ(ア)から(キ)までに定める額

第2条第1項第74号中「アからウまで、次号アからエまで、第75号の2、第75号の3アからウまで及び第76号」を「以下この号から第76号まで」に、「申請（アからウまで」を「申請（以下この号」に、「。アからウまで」を「。以下この号」に、「ウまでに定める額（イ及びウ」を「エまでに定める額（アからエまでのうち2以上」に、「、イ及びウ」を「、その該当するもの」に改め、同号ア中「あった計画変更」の次に「後の性能向上計画に係る申請建築物（当該計画変更に係るものに限る。以下この号において同じ。）」を加え、「に係るもの」を削り、同号イ及びウ中「の対象」を「後の性能向上計画に係る申請建築物」に改め、同号にエとして次のように加える。

エ 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合
当該性能向上計画に記載されている他の建築物（当該計画変更に係るものに限る。以下この号において同じ。）ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ(ア)から(ウ)までに定める額（(イ)及び(ウ)に該当するときは、(イ)及び(ウ)に定める額の合計額）を算定した額の合計額

(ア) 当該他の建築物が一戸建ての住宅である場合 当該一户建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第72号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額

(イ) 当該他の建築物に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

(ウ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額

第2条第1項第75号中「エまで」を「オまで」に、「（イ及びウ又はイ及びエ）」を「（アからオまでのうち2以上）」に、「それぞれイ及びウ又はイ及びエ」を「その該当するもの」に改め、同号ア中「あった計画変更」の次に「後の性能向上計画に係る申請建築物（当該計画変更に係るものに限る。以下この号において同じ。）」を加え、「に係るもの」を削り、同号イ中「の対象」を「後の性能向上計画に係る申請建築物」に改め、同号ウ中「の対象」を「後の性能向上計画に係る申請建築物」に改め、「当該変更認定申請が、」を削り、「適合している旨の認定に係るものである」を「適合するかどうかを判定する」に改め、同号エ中「の対象」を「後の性能向上計画に係る申請建築物」に改め、同号にオとして次のように加える。

オ 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に建築物省エネ法第２９条第３項各号に掲げる事項が記載されている場合
当該性能向上計画に記載されている他の建築物（当該計画変更に係るものに限る。以下この号において同じ。）ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ（ア）から（エ）までに定める額（（ア）から（エ）までのうち２以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）を算定した額の合計額

（ア）当該他の建築物が一戸建ての住宅である場合 当該一户建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第７３号ア（ア）又は（イ）に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア（ア）又は（イ）に定める額

（イ）当該他の建築物に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第７３号イ（ア）から（キ）までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ（ア）から（キ）までに定める額

（ウ）当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合（当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合するかどうかを判定する場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第７３号ウ（ア）から（キ）までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ（ア）から（キ）までに定める額

（エ）当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合（（ウ）に該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第７３号エ（ア）から（キ）までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ（ア）から（キ）までに定める額

第２条第１項第７５号の２中「ア及びイ並びに次号アからウまで」を「以下この号及び次号」に、「ア及びイ並びに同号」を「以下この号及び次号」に、「。ア及びイ」を「。以下この号」に改め、同項第７５号の３中「（ア及びイ又はア及びウ）」を「（アからウまでのうち２以上）」に、「それぞれア及びイ又はア及びウ」を「その該当するもの」に改め、

同項第 76 号中「額に、」の次に「申請建築物に係る」を加え、「又は計画変更」を「（他の建築物に係る部分を除く。以下この号において同じ。）又は計画変更後の性能向上計画」に、「加算して」を「加えて」に改め、同項第 77 号中「次号ア、ウ及びオ」を「次号」に、「（アからウまで）」を「（以下この号）」に、「。アからウまで」を「。以下この号」に改め、同項第 78 号ア中「基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)」を「消費性能基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(i)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(3)及びロ(3)」に改め、同号ウ中「仕様基準」を「消費性能基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(ii)及びロ(2)に掲げる基準又は仕様基準」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項第 67 号イ、第 67 号の 2 イ、第 68 号イ、第 69 号イ、第 69 号の 2 イ、第 70 号イ、第 70 号の 2 ア及び第 70 号の 3 アの共同住宅等部分（同項第 67 号イに規定する共同住宅等部分をいう。）並びに同項第 72 号イ及びエ(i)、第 73 号イ及びオ(i)、第 74 号イ及びエ(i)、第 75 号イ及びオ(i)、第 75 号の 2 ア、第 75 号の 3 ア、第 77 号イ並びに第 78 号ウ及びエの共同住宅等部分（同項第 72 号イに規定する共同住宅等部分をいう。）の床面積の合計の算定方法は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市建築物等関係事務手数料条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条第 1 項第 71 号の 2、第 71 号の 3、第 71 号の 4、第 72 号から第 75 号まで及び第 78 号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の請求に係る手数料について適用し、施行日前の請求に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 2 条第 1 項第 71 号の 2 の 2、第 71 号の 3 の 2 及び第 71 号の 5 並びに第 4 項の規定は、施行日以後の請求に係る手数料

料について適用する。

（説 明）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第４号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 1 号

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例について

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 2 1 日 提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年尼崎市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

市営住宅の敷金の額は、第 1 2 条第 1 項第 2 号に掲げる手続を行う日における家賃の月額 of 3 月分に相当する額とする。

2 既納の敷金は、入居者が市営住宅を明け渡した後に、その入居者であった者（以下「元入居者」という。）に還付する。ただし、未納の家賃、未納の駐車場使用料（第 5 1 条第 1 項に規定する駐車場使用料をいう。）、損害賠償金その他の元入居者から徴収すべき金銭（以下「徴収金」という。）があるときは、当該敷金の額から徴収金に相当する額を控除して得た額を元入居者に還付する。

第 2 0 条第 3 項中「敷金」の前に「前項の規定により還付する」を加える。

第 4 1 条第 1 項中「対し、」の次に「その居住する」を加え、同項第 1 号中「不正行為によって入居した」を「不正の行為により入居し、又は第 1 6 条第 1 項の承認を受けた」に改め、同項第 3 号中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第 2 項中「前項の」の次に「規定による市営住宅の明渡し of 」を加え、「当該」を「、当該請求に係る」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該請求を受けた者がその明渡しによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

第４１条第３項中「により同項」を「を理由として同項の規定による市営住宅の明渡し」に、「入居した日から同項の」を「当該請求を受けた者から、その入居し、又は第１６条第１項の承認を受けた日から当該」に、「年５分の割合による」を「法定利率による各」に、「請求の日の」を「当該日の」に改め、「当該」の次に「請求に係る」を加え、同条第４項中「により同項」を「を理由として同項の規定による市営住宅の明渡し」に改め、「ときは、」の次に「当該請求を受けた者から、当該」を、「当該」の次に「請求に係る」を加え、「ついては」を「ついて」に改め、同条第５項中「により同項」を「を理由として同項の規定による市営住宅の明渡し」に改め、「を当該」の次に「請求に係る」を加え、同条第６項中「代わって、」の次に「当該市営住宅の」を加え、「の通知をする」を「に規定する通知を行うものとする」に改める。

第５２条を次のように改める。

（保証金）

第５２条 駐車場の保証金の額は、第４９条第１項第２号に掲げる手続を行う日における駐車場使用料の月額３月分に相当する額とする。

２ 第２０条第２項及び第３項の規定は、前項の保証金について準用する。この場合において、同条第２項中「入居者が市営住宅」とあるのは「使用者（第４９条第３項に規定する使用者をいう。以下同じ。）が駐車場」と、「その入居者」を「その使用者」と、「元入居者」とあるのは「元使用者」と、同条第３項中「前項」とあるのは「第５２条第２項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

１ この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第２０条第２項ただし書（改正後の条例第５２条第２項において読み替えて準用する場合及び他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以

下「施行日」という。)以後に尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第1項第2号に掲げる手続(以下「敷金納付手続」という。)を行う者に係る市営住宅の敷金及び施行日以後に同条例第49条第1項第2号に掲げる手続(以下「保証金納付手続」という。)を行う者に係る駐車場の保証金について適用し、施行日前に敷金納付手続を行った者に係る市営住宅の敷金及び施行日前に保証金納付手続を行った者に係る駐車場の保証金については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に到来した家賃の支払期に係る利息で改正後の条例第41条第3項(他の条例において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により同項に規定する差額に付すべきものの利率については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説 明)

市営住宅に係る敷金等の取扱いを改めるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 2 号

尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について

尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例

尼崎市指定管理者選定委員会条例（平成 2 5 年尼崎市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 1 項中「定める施設」の次に「及び尼崎市立尼崎稲葉荘団地」を加える。

別表第 2 第 1 1 項中「市営住宅等」の次に「及び尼崎市立尼崎稲葉荘団地」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

尼崎市指定管理者選定委員会が指定管理者の選定に関する事項を調査審議する対象施設に尼崎市立尼崎稲葉荘団地を追加するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 4 3 号

市有地の売払いについて

市有地を次のとおり売り払うため、議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 売払いの目的 兵庫県立塚口病院等跡地の市有地を売り払うため

2 売払いの市有地

所在地番	地目	面積
尼崎市南塚口町 6 丁目 1 5 6 番 1	宅地	2, 8 2 6 . 3 6 平方メートル
尼崎市南塚口町 6 丁目 1 5 6 番 2	宅地	1, 9 8 3 . 4 5 平方メートル
尼崎市南塚口町 6 丁目 1 5 6 番 4	宅地	2 4 4 . 3 4 平方メートル
計		5, 0 5 4 . 1 5 平方メートル

3 売払いの金額 1, 3 8 6, 0 0 0, 0 0 0 円

4 売払いの相手方 尼崎市潮江 1 丁目 1 2 番 1 号

社会医療法人中央会

理事長 吉 田 純 一

西宮市甲子園口 2 丁目 1 2 番 2 1 号

吉 田 静 雄

(説 明)

兵庫県立塚口病院等跡地の市有地を売り払うため、議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、
本案を提出する。

議案第 4 4 号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 契約の目的 | 包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること |
| 2 | 契約の期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで |
| 3 | 契約の金額 | 1 3 , 2 4 1 , 0 0 0 円を上限とする額 |
| 4 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 | 費用の支払方法 | 業務完了後、適法な請求を受けた日から 3 0 日以内に一括払い |
| 6 | 契約の相手方 | 神戸市東灘区森北町 7 丁目 1 9 番 1 8 号
公認会計士 福 井 剛 |

(説 明)

中核市に義務付けられている包括外部監査を行う包括外部監査人との契約を締結するため、地方自治法第 2 5 2 条の 3 6 の規定により、本案を提出する。

議案第 4 5 号

権利の放棄について

災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利について、次のとおりその権利を放棄するため、議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 権利の内容 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金（以下「災害援護資金」という。）の貸付けを受けた者（当該貸付けに係る償還期間の終期から 1 0 年を経過してもその償還が完了していない者に限る。以下「借受人」という。）の連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権

(1) 災害援護資金に係る貸付金の元金（以下「元金」という。）

(2) 元金に係る利子（以下「利子」という。）

2 相手方

(1)

ア

イ

(2)

(3)

(4)

ア

イ [redacted]
[redacted]

(5) [redacted]
[redacted]

(6) [redacted]
[redacted]

(7) [redacted]
[redacted]
[redacted]

(8) [redacted]
[redacted]

(9) [redacted]
[redacted]

3 金 額 等

(1) [redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

元金 1, 7 0 0, 0 0 0 円 及 び 利 子 1 4 3, 3
8 0 円

(2) [redacted]

元金 3 8 4, 1 5 6 円 及 び 利 子 9, 2 2 4 円

(3) [redacted]

元金 1, 5 0 0, 0 0 0 円 及 び 利 子 1 2 6,
5 1 0 円

(4) [redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

元金 1, 6 5 5, 2 0 0 円 及 び 利 子 1 3 6, 1
8 0 円

(5) [redacted]

元金 9 6 9, 7 5 8 円 及 び 利 子 4 1, 9 2 2 円

(6) [REDACTED]
元金 8 1 5 , 4 5 1 円 及 び 利 子 2 5 , 3 9 9 円

(7) [REDACTED]
元金 1 , 3 6 3 , 8 1 0 円 及 び 利 子 1 0 4 , 7
0 0 円

(8) [REDACTED]
元金 1 , 1 4 2 , 1 2 8 円 及 び 利 子 6 5 , 9 1
4 円

(9) [REDACTED]
元金 7 9 6 , 8 3 8 円 及 び 利 子 5 4 , 8 1 2 円

4 放 棄 の 理 由 借受人の連帯保証人のうち当該借受人が死亡したもの又は当該借受人の収入及び資産の状況により当該借受人が災害援護資金に係る貸付金を償還することが著しく困難であるものに対して本市が有する権利を放棄し、その後に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき当該借受人による当該貸付金の償還を免除することにより、当該貸付金の額に相当する額の兵庫県の本市に対する貸付金について、同法に基づきその償還の免除を受けることができるため

（説 明）

地方自治法第96条第1項第10号の規定により、本案を提出する。

議案第 46 号

指定管理者の指定について

尼崎市立青少年いこいの家の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立青少年いこいの家 |
| 2 | 施設の位置 | 兵庫県川辺郡猪名川町万善字東山 6 番地の 1 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市スポーツ振興事業団・イオンディライト共同体
代表者
尼崎市西長洲町 1 丁目 4 番 1 号
公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団
代表理事 福 井 進 |
| 4 | 指定期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで |

（説 明）

尼崎市立青少年いこいの家の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 48 号

工事請負契約について

武庫東保育所改築工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 武庫東保育所改築工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市武庫之荘 8 丁目 149 番地の 1
工事概要 改築工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 211,200,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市杭瀬北新町 1 丁目 5 番 11 号 |

宮崎建設株式会社

代表取締役 宮 崎 健 一

(説 明)

武庫東保育所改築工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	保育所改築工事 鉄筋コンクリート造り 2階建て 1棟 延べ面積 918.10平方メートル (主な諸室) 保育室、事務室、医務室、相談室、地域子育て室、 一時預かり室、調理室 屋外付帯工事(倉庫、駐輪場、プール、砂場等)

議案第 49 号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を次のとおり認定及び廃止するため、議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 認定しようとする路線

路 線 名	起 点
	終 点
市 道 第 8 7 1 号 線	戸ノ内町 6 丁目 7 8 3 － 2 3
	戸ノ内町 6 丁目 8 1 5 － 1 3
市 道 第 8 7 2 号 線	戸ノ内町 6 丁目 6 7 8 － 7 1
	戸ノ内町 6 丁目 8 1 5 － 5 5

2 廃止しようとする路線

路 線 名	起 点
	終 点
市 道 第 7 7 号 線 の 1	東高洲町 5
	東高洲町 5 － 1

(説 明)

戸ノ内地区住宅市街地総合整備事業等の完了に伴う路線

・ 認 定 路 線 : 市道第 8 7 1 号線

市道第 8 7 2 号線

一般の通行も無く、廃止する路線

・ 廃 止 路 線 : 市道第 7 7 号線の 1

以上の路線を認定及び廃止するため、道路法第 8 条第 2 項（同法第

10条第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定により、
本案を提出する。